

新規上場申請のための四半期報告書

(第18期第1四半期)

株式会社サイエンスアーツ

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道 裕己 殿

【提出日】 2021年10月19日

【四半期会計期間】 第18期第1四半期(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)

【会社名】 株式会社サイエンスアーツ

【英訳名】 Science Arts, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平岡 秀一

【本店の所在の場所】 東京都新宿区神楽坂四丁目1番地1オザワビル7階

【電話番号】 03-5846-9670 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松田 拓也

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区神楽坂四丁目1番地1オザワビル7階

【電話番号】 03-5846-9670 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松田 拓也

目 次

	頁
第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	9
第4【経理の状況】	10
1【四半期財務諸表】	11
2【その他】	19
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	20
四半期レビュー報告書	卷末

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第1四半期 累計期間
会計期間	自 2020年9月1日 至 2020年11月30日
売上高	(千円) 75,510
経常損失(△)	(千円) △10,468
四半期純損失(△)	(千円) △10,513
持分法を適用した場合の投資利益	(千円) —
資本金	(千円) 50,000
発行済株式総数	(株) 33,560
純資産額	(千円) 318,237
総資産額	(千円) 478,214
1株当たり四半期純損失(△)	(円) △3.49
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	(円) —
1株当たり配当額	(円) —
自己資本比率	(%) 66.6

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
5. 当社は、第17期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成しておりませんので、第17期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 当社は2021年7月16日開催の取締役会決議に基づき、2021年8月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式数は3,322,440株増加し、3,356,000株となっております。1株当たり四半期純損失については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において新たな事業等のリスクの発生、又は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。なお、新型コロナウイルスの感染拡大による事業への影響については、今後も注視してまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、企業収益や景況感の悪化、個人消費が減退するなどマイナス成長が続いております。また、ワクチンの開発が進んでいるものの、足元では新型コロナウイルスの新規感染者数が再び増加傾向になる等、依然として不透明な状況が続いております。

当社が事業展開する国内のソフトウェア市場におきましては、働き方改革や人手不足の解消などの課題解決に向けコミュニケーションの促進や業務の自動化・効率化につながるソフトウェアの導入が進み、2020年度は前年度比9.7%増の1兆5,052億円※1が見込まれております。さらに、IP無線市場ではモバイル通信端末のコンシューマ向け市場における成長は一段落するものの、法人向け市場は「働き方改革」「IoT」普及の流れの中で今後も成長が期待されている上、アナログ無線の終了や公衆PHSのサービス終了に伴い、従来の無線機やPHSなどの代替としてIP無線へのニーズが高まることが期待されます。当社の提供するサービス「Buddycom」の国内における潜在市場規模については、約1,500億円と推計※2しております。当社は「世界中の人々を美しくつなげる」ことをミッションに掲げ、「デスクレスワーカーをつなげるライブコミュニケーションプラットフォーム」の新たな市場の創出を図りながら、開発・販売を行ってまいります。

このような経営環境のもと、当社の主力サービスであるインターネット無線アプリBuddycomの開発及び販売に注力いたしました。売上高は伸長した一方、Buddycomの開発及び販売強化のための人員増加による人件費の増加、知名度向上のための広告宣伝費の増加等により、販売費及び一般管理費も増加いたしました。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は75,510千円、営業損失は13,001千円、経常損失は10,468千円、四半期純損失は10,513千円となりました。

※1 株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2020年版」（2020年9月）

※2 国内における全ての潜在顧客、デスクレスワーカーに導入された場合の、顧客による年間支出総金額。

（日本のデスクレスワーカー人口（2021年5月の総務省統計局「令和2年 労働力調査年報」より当社推計）×ID当たりの平均年間課金額）

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

(Buddycom事業)

Buddycom事業におきましては、マーケティング強化による知名度の向上、代理店営業の強化等により契約社数は増加し、当第1四半期会計期間末の社数300社（前事業年度末256社）となり、ARR※は191,242千円（前事業年度末162,165千円）となりました。以上の結果、当第1四半期累計期間における、Buddycom利用料売上が44,562千円、アクセサリの売上が29,021千円となり、セグメント売上高73,584千円、セグメント損失は14,136千円となりました。

※ARR : Annual Recurring Revenueの略称。各期末月のBuddycom利用料売上を12倍して算出。

(その他)

ALTIBASE事業を「その他」に含めております。ALTIBASE事業については、積極的には展開しない方針であり、当第1四半期累計期間におけるその他の売上高は1,925千円となり、セグメント利益は1,134千円となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産につきましては、前事業年度末に比べ50,183千円増加し、478,214千円となりました。

これは主に、売上高が順調に推移したことによる売掛金の増加（前事業年度末比8,283千円増）や自己株式の処分による現金及び預金の増加（前事業年度末比38,248千円増）等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債につきましては、前事業年度末に比べ10,546千円増加し、159,976千円となりました。

これは主に、前受収益の増加（前事業年度末比4,378千円増）、買掛金の増加（前事業年度末比13,452千円増）等がありました。1年内返済予定の長期借入金の減少（前事業年度末比1,020千円減）、長期借入金の減少（前事業年度末比4,519千円減）等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産につきましては、前事業年度末に比べ39,636千円増加し、318,237千円となりました。

これは、自己株式の処分に伴うその他資本剰余金の増加（前事業年度末比48,483千円増）及び自己株式の減少（前事業年度末比1,666千円減）、四半期純損失計上による利益剰余金の減少10,513千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、サービス開発、マーケティングなどの先行投資を継続的に行うことなどにより、継続して当期純損失を計上し、純資産が減少しておりますが、前事業年度及び当第1四半期会計期間に第三者割当（自己株式の売却）による資金調達を実施しており、純資産の向上を図っております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は1,373千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000
計	160,000

(注) 2021年7月16日開催の取締役会決議により、2021年8月11日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は11,840,000株増加し、12,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年11月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	33,560	3,356,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となります。
計	33,560	3,356,000	—	—

(注) 2021年7月16日開催の取締役会決議により、2021年8月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより株式数は3,322,440株増加し、発行済株式総数は3,356,000株となっております。また、2021年7月16日開催の取締役会決議により、2021年8月11日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 20
新株予約権の数(個) ※	840(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 840(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	170,000(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2022年11月28日～2030年11月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 170,000 資本組入額 85,000
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権の発行時(2020年11月28日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない

い新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に（注）1. に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、170,000円とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸收分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
- ① 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
 - ② 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者他これに準ずる地位であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ③ 新株予約権は「新株予約権の行使期間」に定める行使期間到来後といえども、当社の株式が公開され半年経過するまでの期間についてはこれを行使することができないものとする。
 - ④ その他の条件については、本取締役会決議に基づき新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
4. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸收分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
前記3. に準じて決定する。
5. 2021年7月16日開催の取締役会決議により、2021年8月11日付けで、当社株式1株につき100株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行

使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年9月1日～ 2020年11月30日	—	33,560	—	50,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,124	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,436	30,436	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	33,560	—	—
総株主の議決権	—	30,436	—

② 【自己株式等】

2020年 11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社サイエンスアーツ	東京都新宿区 神楽坂 4-1-1	3,124	—	3,124	9.31
計	—	3,124	—	3,124	9.31

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間(2020年9月1日から2020年11月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年9月1日から2020年11月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(2020年11月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	411,835
売掛金	18,972
商品	10,797
貯蔵品	38
その他	8,448
流動資産合計	450,092

固定資産

有形固定資産	12,848
投資その他の資産	15,273
固定資産合計	28,122
資産合計	478,214

負債の部

流動負債

買掛金	16,611
1年内返済予定の長期借入金	21,076
未払法人税等	72
前受収益	57,182
その他	20,341
流動負債合計	115,283

固定負債

長期借入金	38,214
資産除去債務	3,220
その他	3,259
固定負債合計	44,693
負債合計	159,976

純資産の部

株主資本

資本金	50,000
資本剰余金	450,684
利益剰余金	△164,801
自己株式	△17,644
株主資本合計	318,237
純資産合計	318,237
負債純資産合計	478,214

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)	
売上高	75,510
売上原価	20,363
売上総利益	55,147
販売費及び一般管理費	68,148
営業損失（△）	△13,001
営業外収益	
受取利息	0
受取賞金	2,736
営業外収益合計	2,736
営業外費用	
支払利息	172
その他	31
営業外費用合計	204
経常損失（△）	△10,468
税引前四半期純損失（△）	△10,468
法人税、住民税及び事業税	72
法人税等調整額	△27
法人税等合計	44
四半期純損失（△）	△10,513

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

当第1四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)	
減価償却費	507千円

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2020年11月26日開催の取締役会決議に基づき、2020年11月27日を払込期日とする自己株式の処分を行いました。この結果、当第1四半期累計期間において資本剰余金が48,483千円増加、自己株式が1,666千円減少し、当第1四半期会計期間末において資本剰余金が450,684千円、自己株式が17,644千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額	四半期損益 計算書計上 額(注) 2
	Buddycom 事業	計				
売上高						
外部顧客への売上高	73,584	73,584	1,925	75,510	—	75,510
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	73,584	73,584	1,925	75,510	—	75,510
セグメント利益又は損失 (△)	△14,136	△14,136	1,134	△13,001	—	△13,001

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ALTIBASE事業であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第 1 四半期累計期間 (自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)
1 株当たり四半期純損失 (△)	△3円49銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失 (△) (千円)	△10,513
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失 (△) (千円)	△10,513
普通株式の期中平均株式数(株)	3,015,397
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できいため、また、1 株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
 2. 2021年8月11日付で普通株式1株につき100株の割合で、株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月11日

株式会社サイエンスアーツ
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小塙一矢



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊藤裕之



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社サイエンスアーツの2020年9月1日から2021年8月31日までの第18期事業年度の第1四半期会計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年9月1日から2020年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サイエンスアーツの2020年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行つた。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上